

最新判決情報

2010年

[10月分]

○エスカット事件

東地判 H22.10.14 H21(ワ)10151 商標権侵害差止等請求事件(阿部正幸裁判長)

原告は、第11類「家庭用・業務用電気式床暖房装置」を指定商品とする登録商標 **S-c u t** 「**S-cut**／エスカット」(右上掲)の商標権者である。

エスカット

これに対して、被告が、商品「電気式床暖房装置」の包装やパンフレットに「エスカット／**Scut** 床暖房」(右下掲)他7点の表示を付して頒布したため、原告が商標権侵害として損害の賠償を求めた事案である。



判決では、原告商標と被告商標とは外観において類似し、「エスカット」の称呼が類似する商標であるとして商標権侵害を認め、4728万円の損害の賠償を命じた。

なお被告は、法32-1項の先使用权を主張したが、被告自身の販売実績が不十分であったため、原告商標の出願時における周知性が認められず、先使用权は否定された。

なお関連する事件として、原告登録商標に対して無効審判が請求され、これが認められなかった知財高裁判決がある(H21.3.10 H20(行ケ)10220 当サイト判決情報参照)。

○ドーナツクッション事件

東地判 H22.10.21 H21(ワ)25783 販売差止等請求事件(大鷹一郎裁判長)

第20類「クッション」他を指定商品とする登録商標「ドーナツ」の商標権者である原告が、「ドーナツクッション」の表示を使用する被告に対して、その販売の差止を求めた事案である。

被告商品は、尻の下に敷くクッションであり、周辺部分はドーナツ型の形状であり、中央部分に楕円形の「テンピュール」(商標名)として広く知られる低反発素材が配置され、座ったときに尻の中央分にかかる負荷を低減する構造となっている。

これを被告は、「ドーナツクッション」と称して販売したが、このような表示が商標としての使用(商標的使用)か否かが争われた事案である。

結論として裁判所は、被告商品には被告の著名商標「テンピュール」が表示されている一方、本件「ドーナツクッション」の表示は被告商品の本体の形状を示すイメージ図や商品の説明文とも相俟って、被告商品が中央部分を取り外すと、中央に穴のあいた輪形に似た形状のクッションであることを表すために用いられたものと認識し、商品の出所を想起させるものではないとして、商標としての使用には当たらないと判断し、商標権侵害を否定した。

結論としては妥当なものであろうが、判決文を読んでいると、「ドーナツ」には洋菓子の「ドーナツ」の意味のほか、「ドーナツ現象」「ドーナツ盤」など「ドーナツ」の語を冠した複合語からは中央部分に穴のあいた円形、輪形のを想起されるが、「ドーナツ」の語自体には、中央に切欠き部や窪みを有する事物の形状という意味は認められないし、辞書にも掲載されていないと認定している。

厳格に言えば判決のいう通りであろうが、何もそこまで言わなくとも、「ドーナツ」といえば、誰でも中央部に穴のあいた菓子とそのような形状を想起するのであるから、「ドーナツ」自体に「中央部に穴のあいた事物の形状」という観念があると単純に言い切ってもよいのではないであろうか。